| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令第十八条の四に規定するわかめ養殖業 | 全ての水域 | 一六・一九 | 一二・一七 | 九・一〇 | 五・二二 | 三・二二 | 五・七六 | 九・五〇 | 〇・一〇 |
| 令第十八条の四に規定するこんぶ養殖業 | 3区 | 八・三〇 | 七・〇六 | 五・八四 | 三・八二 | 一・二四 | 二・四七 | 四・八三 | 〇・一〇 |
| | 4区 | 一二・七四 | 一〇・九七 | 九・三二 | 六・二五 | 二・〇一 | 四・二五 | 七・九〇 | 〇・一〇 |
| 令第十八条の四に規定する真珠母貝養殖業 | 全ての水域 | 一五・一二 | 一〇・二八 | 八・三二 | 四・九九 | 二・七二 | 四・六九 | 七・八七 | 〇・一〇 |
| 令第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業 | 全ての水域 | 九・一二 | 七・〇〇 | 五・五二 | 三・五一 | 一・四九 | 二・六八 | 四・八九 | 〇・一〇 |
| 令第十八条の四に規定する特定かき養殖業 | 全ての水域 | 六・〇二 | 五・一四 | 四・二八 | 二・八四 | 〇・七〇 | 一・五六 | 三・〇〇 | 〇・一〇 |
| 令第十八条の四に規定するくるまえび養殖業 | 全ての水域 | 一二・一六 | 九・二八 | 七・一一 | 四・一二 | 一・七九 | 三・九六 | 六・九八 | 〇・一〇 |
| 令第十八条の四に規定するうに養殖業 | 全ての水域 | 一二・七〇 | 七・五一 | 五・六六 | 三・一六 | 二・六九 | 四・五四 | 七・〇三 | 〇・一〇 |
| 令第十八条の四に規定するほや養殖業 | 全ての水域 | 九・五九 | 七・三六 | 五・八一 | 三・六九 | 一・五六 | 二・八二 | 五・一四 | 〇・一〇 |

第一号の表備考ロ中「第七十一条の十八第一号、第九号又は第十号（これらの規定を」を「第七十一条の十九第一号（に改め、同表備考ハからヘまでを削り、同表備考ト中「第七十一条の十八第六号又は第十二号（これらの規定を」を「第七十一条の十九第二号（に改め、同表備考トを同表備考ハとし、同表備考チ中「第七十一条の十八第七号」を「第七十一条の十九第三号」とし、同表備考チを同表備考ニとし、同表備考リを削り、同表備考ヌを同表備考ホとし、同表備考ルを同表備考ヘとし、同表備考ヲ中「当該共済契約に係る塡補方式が大損害比例塡補方式である場合を除く。）」及び「規則第七十一条の十八第十号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当する特約がある共済契約にあっては、百分の七十）」を削り、同表備考ヲを同表備考ワ中「ヲ」を「ト」に改め、同表備考ワを同表備考チとし、同表備考カ中「ワ」を「チ」に改め、同表備考カを同表備考リとし、同表備考ヨ中「ヲ又はワ」を「ト又はチ」に、「第七十一条の七ただし書」を「第七十一条の八ただし書」に改め、同表備考ヨを同表備考ヌとする。

第二号中「第七十一条の十八第八号」を「第七十一条の十九第四号」に改め、同号イからハまでの規定中「ワ又はヨ」を「チ又はヌ」に改める。

**附　則**

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第四百六十一号**

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百九号（漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

| 養殖施設の種類 | 分損特約の有無及び塡補方式 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 分損特約がある場合 | | | | 分損特約がない場合 | | | |
| | 通常塡補方式 | 地震等限定塡補方式 | 地震等限定低塡補方式 | | 通常塡補方式 | 地震等限定塡補方式 | 地震等限定低塡補方式 | |
| 浮流し式養殖施設 | 六・三三％ | 一・〇八％ | 〇・三六％ | | 四・七六％ | 一・〇八％ | 〇・三六％ | |
| はえ縄式養殖施設 | 三・七七 | 一・〇八 | 〇・三六 | | 二・八四 | 一・〇八 | 〇・三六 | |
| くい打ち式養殖施設 | 三・一四 | 一・〇八 | 〇・三六 | | 二・三六 | 一・〇八 | 〇・三六 | |
| いかだ | 四・六七 | 一・〇八 | 〇・三六 | | 三・五〇 | 一・〇八 | 〇・三六 | |
| 網いけす | 〇・九九 | 〇・九九 | 〇・三六 | | 〇・五一 | 〇・五一 | 〇・三六 | |

第一号の表備考ヌ中「掲げる率」の下に「（ヌ又はルに該当する場合にあっては、ヌ又はルによって得た率）」を加え、同表備考ヌを同表備考ヲとし、同表備考リの次に次のように加える。

ヌ　法第百十八条第一項の養殖業の種類ごと及び都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域ごとに、当該種類に係る養殖業者及び当該養殖業者の供用する養殖施設が複数あり、当該養殖施設の全てについて共済契約（当該共済契約に係る塡補方式が地震等限定塡補方式又は地震等限定低塡補方式であるものを除く。以下ルにおいて同じ。）の締結の申込みが同時にされた場合であって、当該共済契約に係る法第百三十一条第一項の割合（以下「契約割合」という。）がそれぞれ百分の三十以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

ル　法第百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事が特定養殖業の種類に応じ定める区域ごとに、当該種類に係る区域内特定養殖業者（令第二十三条第三項第四号の区域内特定養殖業者をいう。以下ルにおいて同じ。）及び当該区域内特定養殖業者の供用する養殖施設が複数あり、当該養殖施設の全てについて共済契約の締結の申込みが同時にされた場合（その申込みに際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖業に供用する養殖施設の全てについて共済契約の締結の申込みがされた場合を含む。）であって、当該共済契約に係る契約割合がそれぞれ百分の三十以上であるときの基準率は、それぞれ表に掲げる率に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。